

地下鉄連絡通路 臨時広告掲出について

公益財団法人 国立京都国際会館
総務・企画部 企画事業室
TEL: 075-705-1218
FAX: 075-705-1100
E-mail: com@icckyo.or.jp

地下鉄連絡通路の広告については、平成 25 年 1 月 15 日掲出分から、下記のとおり実施することとします。

1 広告の種類について

地下鉄国際会館駅と国立京都国際会館を結ぶ地下鉄連絡通路において、壁面とフロアを利用したシート広告がございます。催事の参加者が多く通る通路となるため、催事に合わせて商品やサービスを P R いただけます。

2 掲出のお申込

ご利用開始日の 1 カ月前までに国立京都国際会館 企画事業室にお問い合わせ下さい。
ご希望の時期、エリア等をお伺いし、指定代理店よりご連絡させていただきます。

3 掲出条件

- (1) 素材 SB 吸着ターポリン又は不燃性、難燃性の再剥離シート (ORAJET3162XG-010) のご利用をお願いします。また床面を使用する場合は、不燃性のほかにノンスリップ性能を有していることが必要となります。紙ポスターの掲出は認めておりません。
- (2) 掲出物の取付・撤去
施設・設備の保安全管理上、掲出物の取付・撤去作業については、指定代理店が一括して承ります。
- (3) 掲出料金 B1 ポスター 1 枚 ¥7,500 B0 ポスター 1 枚 ¥15,000
フロア広告 1 m²あたり ¥24,000
※小数点は切り上げとする。例えば 1.5 m²の場合は、2 m²として扱います。
※上記は税別の金額とします。
※1 週間単位とします。総掲出期間が 1 週間未満の場合、1 週間として扱います。
- (4) 掲出期間 原則として催事の開催期間に合わせます。
- (5) 掲出面積 最低掲出面積は、ポスター B1 以上とします。フロア広告は 1 m²以上とします。
(ポスターは、原則 5 枚単位とします)

- (6)お支払い 掲出料金は、国立京都国際会館よりご請求いたしますので指定された期日までにお振込をお願いいたします。
- (7)取消料 申請者の都合により掲出期間・場所・内容を変更される場合や予約・申込みを取り消す場合は、速やかに国立京都国際会館 企画事業室までご連絡ください。
申込み後の取消は、広告掲出料の全額をご負担いただきます。
(指定代理店に制作物を発注している場合は、制作費についても全額ご負担いただくことになります)

4 注意点

- ・国立京都国際会館で開催される催事に関する広告とします。
- ・催事の主催者に対して、広告掲出の許可を得た上で申込をするものとします。
- ・国立京都国際会館の事業や歩行者の通行に支障がある場所への掲出は認めません。
- ・掲出される広告物の色彩やデザイン等については、国立京都国際会館が認めたものに限りです。
- ・掲出後、国立京都国際会館において危険また不適切と判断した場合は掲出を中止し、撤去することがあります。
- ・掲出作業日は、業務の都合により変更をお願いすることがあります。
- ・国立京都国際会館や第三者に与えた損害は申込者の負担により賠償するものとします。

以上